

香取広域市町村圏事務組合消防吏員の昇任に関する規程

平成19年9月21日

訓令第17号

改正 平成22年6月28日訓令第3号

平成31年3月18日訓令第4号

令和4年3月30日訓令第6号

令和8年3月3日訓令第1号

令和8年5月1日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、香取広域市町村圏事務組合消防吏員(以下「消防吏員」という。)の昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昇任の方法)

第2条 消防吏員の昇任は、次に定めるとおりとする。

- (1) 消防士長及び消防司令補の階級への昇任は、昇任試験によるものとする。ただし、第4条に該当する者で、前職において消防士長又は消防司令補の階級にあった者かつ消防長が認めた場合は、選考によるものとすることができる。
- (2) 消防副士長及び消防司令以上の階級への昇任は、選考によるものとする。

(昇任試験)

第3条 昇任試験は、学科試験とする。

- 2 前項に規定する学科試験は、千葉県消防長会に委託して実施するものとする。ただし、消防長が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。
- 3 前項後段の規定による試験については、消防長が別に定める。

(受験資格等)

第4条 昇任試験の受験資格基準は、試験実施年度の4月1日時点において次の各号に定めるところによる。

- (1) 消防司令補 消防士長としての在職期間が満4年以上の者
- (2) 消防士長 消防副士長としての在職期間が満2年以上の者又は在職期間が満10年(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学卒業者にあつては満6年、短期大学卒業者は満8年。ただし、消防吏員として職歴がある者は、その期間を在職期間とみなすことができる。)以上かつ職員の給与に関する条例(昭和46年

香取広域市町村圏事務組合条例第11号) 第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例(平成18年香取市条例第43号) 第4条第1項第1号に掲げる給料表で2級以上の者。

- 2 消防長は、勤務成績が特に優秀と認められる場合、第1項に規定する期間を短縮することができる。

(欠格条項)

第5条 試験実施日において、次の各号の一に該当する者は受験することはできない。

- (1) 心身の故障のため、正常な勤務ができない者
- (2) 休職中の者
- (3) 昇任試験日の1年以内に懲戒処分を受けた者、及び分限処分を受けてから6月を経過しない者
- (4) その他消防長が受験に適さないと認めた者

(受験の手続き)

第6条 昇任試験を受けようとする者(以下「受験者」という。)は、消防本部においては課長、消防署においては署長(以下「所属長」という。)に昇任試験受験申請書(別記第1号様式)を提出するものとする。

- 2 所属長は、前項に規定する昇任試験受験申請書及び、昇任試験受験者名簿(別記第2号様式)を消防長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第7条 消防長は、昇任試験の結果及び人事評価等を勘案し、合格者を決定するものとする。

- 2 前項の規定により合格者を決定したときは、昇任候補者名簿(別記第3号様式)に登録し、その旨を本人に通知するものとする。
- 3 前項の昇任候補者としての有効期間は、登録後1年とする。

(昇任)

第8条 昇任は、昇任候補者名簿に登録された者の中から消防長が決定する。

(昇任の特例)

第9条 前各条の規定にかかわらず、特例により昇任させる場合には、別表の基準により行うことができるものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の前日において、現に昇任した職員については、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年6月28日訓令第3号)

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日訓令第1号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月1日訓令第2号)

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

別表(第9条関係)

特例昇任の基準

区分		昇任させる階級	勤続年数	勤務成績
功労特に抜群であって、真に他の模範と認められる者の危篤又は退職の場合		2階級上位の階級 ただし、消防士にあつては消防司令補	問わない	問わない
功労顕著なもの、危篤又は退職の場合		1階級上位の階級 ただし、消防士にあつては消防士長	問わない	
公務上の負傷による者	危篤又は退職の場合	1階級上位の階級 ただし、消防士にあつては消防士長	問わない	
	身の危険を顧みず積極的に職務を遂行して負傷したもので、長期の療養を必要とし、かつ心身に障害が残ると認められる者	消防士長	消防士又は消防副士長であつて、勤続10年以上	
		消防司令補	消防士長であつて、勤続15年以上(うち、現階級3年以上)	
その他	危篤の場合	消防士長	消防士又は消防副士長であつて、勤続15年以上	勤務成績が優良な者
		1階級上位の階級	消防士長以上であつて勤続15年以上(うち、現階級1年以上)	
	退職の場合	消防士長	消防士又は消防副士長であつて、勤続15年以上	
		1階級上位の階級	消防士長、消防司令補又は消防司令であつて勤続30年以上(うち、現階級5年以上)	

別記

第1号様式(第6条第1項関係)

昇任試験受験申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

消防長 様

所 属

階 級

氏 名

私は消防（ ）昇任試験を受けたいので申請いたします。

なお、受験資格にあつては、第4条第 項第 号 に該当し、採用又は前回昇任（消防副士長への昇任を除く。）日以降の表彰及び資格取得の状況は下記のとおりです。

在 職 期 間 (前職の消防職歴)		年 月 日 ( 年 月 日)
現階級の在職期間		年 月 日
表彰の種類		表彰年月日
表		年 月 日
		年 月 日
彰		年 月 日
		年 月 日
歴		年 月 日
資格の種類		取得年月日
資		年 月 日
格		年 月 日
取		年 月 日
得		年 月 日
		年 月 日

※ 資格取得は、免許状等の写しを添付すること。

表彰＝香取広域市町村圏事務組合表彰規程

第2号様式(第6条第2号関係)

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

消防長 様

所属長

昇任試験受験者名簿

1. 消防司令補昇任試験

所 属	階 級	氏 名	備 考

2. 消防士長昇任試験

所 属	階 級	氏 名	備 考

